## 株主議決権行使基準

当社は、投資一任契約に基づき議決権行使を一任されている株式又は無限責任組合委員を 務める投資事業有限責任組合で保有する株式について、原則として下記の基準に従い議決 権を行使する。ただし、議決権を保有していても株主総会開催日までに当該株式を全部売却 したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議決権を行使しない。

- ① 利益処分案に関し、増配の株主提案が行われた場合
- ② 特別決議が必要な議案に関し、賛成することが妥当であって、特に投資先会社(以下「会社」という。)から議決権行使を依頼された場合

なお、それぞれの議案の賛否の基準に該当するか否かにつき、必要に応じ会社に質す等の情報収集を行うものとする。

記

### I. 剰余金の処分

以下に掲げる場合を除き、会社提案の剰余金処分に係る議案(以下この条において「会 社提案」という。) に賛成する。

- 1. 当社が剰余金処分に係る株主提案を実施した場合であって、当該株主提案が会社提案と両立しないときは、会社提案に反対する。
- 2. 当社が剰余金処分に係る株主提案を実施していない場合であって、内部留保が株主 価値の向上に寄与するとの十分な説明がなく、配当性向が低いときは、会社提案に 棄権する。ただし、第三者が剰余金処分に係る株主提案を実施し、かつ、これが会 社提案よりも株主に有利であって会社提案と両立しないときは、会社提案に反対す る。

### II. 取締役の選任

以下に掲げる場合を除き、会社提案の取締役候補に賛成する。

1. 次のいずれかに該当する場合は、新任の取締役を除く全ての取締役に反対する。

### 【資本コスト・資本効率性】

- ① 加重平均資本コスト及びその算定根拠を開示していない
- ② 税務上の繰越欠損金の影響を除いた自己資本利益率(以下「ROE」という。) 又は投下資本利益率(以下「ROIC」という。)が過去3期連続で前期を下回る
- ③ 株主資本コスト以上の ROE 又は加重平均資本コスト以上の ROIC のいずれ かを、合理的な期間内に達成すべき経営の目標として公表していない
- ④ 当社が株主として働きかけたにも拘わらず、合理的な理由なく、低い配当性向の設定又は過大な現金類似資産の保有を継続している
- ⑤ 会社が純投資目的以外の目的で保有する投資株式(以下「政策保有株式」とい

う。) 又は現在は純投資目的として保有しているが、以前は政策保有株式として保有していた投資株式(以下「目的変更株式」という。) を保有し、売却完了の期限などの具体的な処分案を公表していない

### 【ガバナンス】

- ⑥ 会社の株式を政策保有株式として保有する株主が存在していて、かつ会社から当該株主に対して会社株式の売却を働きかけていない
- ⑦ 買収防衛策(取締役の期差任期制の採用を含む。)が存在し、撤廃の方針を公 表していない
- ⑧ 会社の製品やサービスとの関連性がないか、又は希薄な株主優待を実施している
- ⑨ 会社が自己株式を過剰に保有していると当社が判断した場合であって、会社 が株主価値の毀損を防止するための明確な方針を開示していない
- ⑩ 会社が子会社株式価値の維持向上のため子会社の監督職務を全うしていると 認められない
- 取締役・監査役に対し、その役割・責務にかかる理解を深め、必要な知識を習得する等のトレーニングが十分に行われていない

### 【株主対応】

- ② 投資家への情報開示 (ESG に関する非財務情報の開示を含むが、これに限定しない。)、取締役、執行役又は監査役の株主との面談の実施その他の株主への対応等について、上場企業として適切な行動が採られていない
- ③ 20%以上の反対があった会社提案議案について、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行ったことを公表しないか、又は、株主との対話その他の対応の要否について検討を行ったことを公表しない
- ④ 20%以上の賛成があったが否決された株主提案議案について、賛成の理由や 賛成票が多くなった原因の分析を行ったことを公表しないか、又は、株主との 対話その他の対応の要否について検討を行ったことを公表しない
- 2. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該総会時において代表権を有する取締 役の選任に、①から⑩までのいずれかに該当する場合は、役員の指名に係る委員会 の委員である取締役の選任に、⑪から⑫までのいずれかに該当する場合は、役員の 報酬決定に係る委員である取締役の選任に反対する。

### 【指名】

- ① 執行役、執行役員等の経営陣幹部(以下「経営陣幹部」という。)の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き(以下この号において「方針・手続き」という。)を公表していない、方針・手続きの実効性の確認ができない又は方針と取締役会・監査役会の構成が整合的でない場合
- ② 現在又は過去において次のいずれにも該当しない取締役(以下「真正社外取締

役」という。)が取締役総数の 1/3 を超えないか、又は、真正社外取締役が委員の過半数を占める指名委員会及び報酬委員会に相当する任意の委員会を設置していない場合

- (1). 会社又は会社の親会社、子会社若しくは兄弟会社の役職員及びこれらの者の親族
- (2). 関連会社(会社と議決権比率 10%以上の支配又は被支配の関係にある法人をいい、(1)に該当する会社を除く。以下同じ。)、会社の主要な取引先、会社が保有する政策保有株式若しくは目的変更株式の発行会社、会社の会計監査人若しくは顧問契約先の役職員又は顧問契約先である個人
- (3). 会社と議決権比率 10%以上の支配関係にある個人及びその親族
- (4). 特定の法人、団体等の特定組織の出身者を、会社が継続的に役員として選任していると当社が判断した場合、当該特定組織の役職員
- (5). 株主総会開催日において、会社における社外取締役及び社外監査役としての任期が合計で8年を超える個人
- ③ 監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社又は親会社等の支配株主が存在する会社であって、真正社外取締役が取締役総数の過半数とならない場合
- ④ 関連会社出身の取締役の取締役総数に対する比率、又は執行役の執行役総数 に対する比率が、当該関連会社が単独で保有する議決権比率を超える場合
- ⑤ 日本銀行出身又は関連会社以外の特定の企業グループ出身の取締役又は執行 役が1人を超える場合
- ⑥ 取締役候補の人数が多過ぎると当社が判断する場合
- ⑦ 現在又は過去において次のいずれにも該当しない監査役(以下「真正社外監査 役」という。)が1人以下となる場合
  - (1). 会社又は会社の親会社、子会社若しくは兄弟会社の役職員及びこれらの者の親族
  - (2). 関連会社、会社の主要な取引先、会社が保有する政策保有株式若しくは目的変更株式の発行会社、会社の会計監査人若しくは顧問契約先の役職員又は顧問契約先である個人
  - (3). 会社と議決権比率 10%以上の支配関係にある個人及びその親族
  - (4). 特定の法人、団体等の特定組織の出身者を、会社が継続的に役員として選任していると当社が判断した場合、当該特定組織の役職員
  - (5). 株主総会開催日において、会社における社外監査役及び社外取締役としての任期が合計で8年を超える個人
- ⑧ 関連会社出身の監査役、監査等委員である取締役、又は監査委員である取締役 (以下「監査担当役員」という。)の監査担当役員総数に対する比率が、当該 関連会社が単独で保有する議決権比率を超える場合
- ⑨ 過去に代表権を有する取締役又は執行役を経験していて、顧問、相談役、代表

権のない取締役会長等に就任している又は就任予定の役職員がいる場合

# 【報酬】

- ⑩ 経営陣幹部及び取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き(以下この号において「方針・手続き」という。)を公表していない、方針・手続きの実効性の確認ができない又は方針と報酬体系が整合的でない場合
- 当社が株主として働きかけたにも拘わらず、役員報酬の個別開示を行わない場合
- 3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該取締役候補の選任に反対する。
  - ① 過去又は現在において、不祥事、不法行為に関与していた場合
  - ② I R担当取締役であって、投資家対応を誠実に行っていない場合
  - ③ その他株主価値を毀損するような行為が認められた場合
  - ④ 前定時株主総会後に開催した取締役会、監査等委員会、指名委員会、報酬委員会若しくは監査委員会又は任意の指名委員会若しくは報酬委員会のいずれかの出席率が75%未満の場合
  - ⑤ 常勤取締役であって、3つ以上の兼職先から報酬を得ている、又は得る見込み である場合
  - ⑥ 会社提案としては社外取締役であっても、真正社外取締役ではない場合
  - ⑦ 当社が面談を要請したにもかかわらず、株主との面談に応じない場合
  - ⑧ 社外取締役であって、過去又は現在において、会社の事業に関し法令上の権限 を有する行政機関に所属していた場合
  - ⑨ 社外取締役であって、かつ常勤の職務があり、会社以外の 2 つ以上の兼職先 から報酬を得ている、又は得る見込みである場合
  - ⑩ 社外取締役であって、かつ常勤の職務がなく、会社以外の 5 つ以上の兼職先 から報酬を得ている、又は得る見込みである場合
- 4. 新任の社外取締役候補であって、株主である当社との株主総会前の面談の要請に 応じない場合は、当該取締役候補の選任について乗権する。ただし、特に反対すべ き事情がある場合は、反対することを妨げない。
- 5. 補欠の監査等委員である取締役候補の場合、その選任について棄権する。ただし、 特に反対すべき事情がある場合は、反対することを妨げない。

# III. 監査役の選任

- 1. 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、会社提案の監査役候補に賛成する。
  - ① 過去又は現在において、不祥事、不法行為に関与していた場合
  - ② その他株主価値の毀損に責任が認められた場合

- ③ 前会計年度に開催した取締役会又は監査役会のいずれかの出席率が 75%未満 の場合
- ④ 当社が面談を要請したにもかかわらず、株主との面談に応じない場合
- ⑤ 常勤監査役であって、3つ以上の兼職先から報酬を得ている、又は得る見込み である場合
- ⑥ 会社提案としては社外監査役であっても、真正社外監査役ではない場合
- ⑦ 社外監査役であって、過去又は現在において、会社の事業に関し法令上の権限 を有する行政機関に所属していた場合
- ⑧ 社外監査役であって、かつ常勤の職務があり、会社以外の 2 つ以上の兼職先 から報酬を得ている、又は得る見込みである場合
- ⑨ 社外監査役であって、かつ常勤の職務がなく、会社以外の 5 つ以上の兼職先 から報酬を得ている、又は得る見込みである場合
- 2. 補欠の監査役の場合、その選任について棄権する。ただし、特に反対すべき事情が ある場合は、反対することを妨げない。

### IV. 定款変更

- 1. 目的事項の変更 株主価値を毀損するおそれが大きくない限り、賛成する。
- 2. 授権株式数の増加 合理的な説明がない限り、反対する。
- 3. 常勤取締役、常勤監査役若しくは会計監査人の責任減免、又は剰余金配当の取締役会授権

反対する。

- 4. 株主総会の定足数の緩和 反対する。
- 5. 取締役会の定員の減少 賛成する。
- 6. 取締役の期差任期制の導入 反対する。
- 7. その他

株主価値の向上に資するか否かを個別に判断のうえ決定する。

# V. 役員報酬等に関する議案

- 1. 取締役報酬枠の増加及び賞与の支給 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、賛成する。
  - ① 業績連動など、増加の具体的理由が十分に説明されていない場合

- ② 業績が悪化している場合
- ③ 不祥事又は不法行為に関与した取締役が対象となる場合
- 2. 監査役報酬枠の増加

次の各号のいずれかに該当する場合を除き、賛成する。

- ① 不祥事又は不法行為に関与した監査役が対象となる場合
- ② 絶対額が大きすぎる場合
- 3. 退職慰労金の支給

反対する。

4. ストックオプション、譲渡制限付株式等の付与 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、賛成する。

- ① 発行済のストックオプション及び譲渡制限付で付与される株式の合算株式数 が発行済株式の10%を超える希薄化(注)をもたらす場合
- ② 対象者に監査役、監査等委員である取締役、監査委員のみに就任する取締役又は株主価値の向上に寄与することが期待できない社外の第三者が含まれる場合
- ③ 報酬型ストックオプション(行使価格が1円等の非常に低い価格であるオプション)の場合
- ④ 株価低迷時にのみ恣意的に発行しようとする意図が疑われる場合
- ⑤ 権利行使期間の開始日及び譲渡制限期間の終了日が、付与日から 2 年後以降 又は退任後でない場合
- ⑥ 当社がストックオプション、譲渡制限付株式等に係る株主提案を実施していない場合であって、既存の報酬と別枠で付与される場合
- ⑦ 第三者がストックオプション、譲渡制限付株式等に係る株主提案を実施し、かつ、これが会社提案よりも株主価値の向上に寄与すると期待できる場合

(注)希薄化率は、新たに発行されるストックオプションの目的となる株式数、新たに発行又は処分される譲渡制限付株式及び既に発行されているストックオプションの目的となる株式数を合算した値を、自己株式数を除いた発行済株式総数で除して算定する。

VI. 会計監査人の選任 賛成する。

VII. 自己株式の取得 賛成する。

VIII. 買収防衛策の導入

反対する。

# IX. 買収・合併等の会社再編

次の各号のいずれかに該当する場合を除き、賛成する。ただし、次の各号に該当する場合であっても、会社再編の承認に関する議案が株主総会において否決される可能性が著しく低い場合、棄権することを妨げない。

- ① 株主として受領する対価、又は会社が交付する対価が妥当でない場合
- ② その他株主価値を毀損すると判断する場合

# X. 第三者割当增資

第三者割当による希薄化を考慮しても、既存株主にとって株主価値が向上すると判断する場合を除き、反対する。

# XI. 株主提案

株主価値向上に資する提案か否かを個別に判断のうえ決定する。

# XII. 改廃

この株主議決権行使基準の改廃は、投資委員会の決議による。

以上

2013年3月制定 2013年7月改定 2014年5月改定 2015年3月改定 2015年6月改定 2016年6月改定 2017年5月改定 2017年6月改改定 2018年6月改改定 2018年8月改改定 2019年4月改定定 2019年4月改定定 2020年1月改定定 2020年1月改定定

2021年5月改定

2021年6月改定 2022年6月改定